



建交労



2020年7月7日
 建交労神奈川県南支部
 2020年夏季闘争No.1
 2019年度推進ニュース②通算180号
 発行責任者 佐藤 章

三昭運輸分会県労委闘争・証人審問で再開

三昭運輸分会の県労委闘争は、新型コロナウイルスの影響で3月18日の和解協議以降延期されていましたが、本日13:00の証人審問で再開します。なお、本日の証人審問は感染症防止対策として県労委から傍聴者の制限要請があり大人数の傍聴は自粛しました。

また、建交労神奈川県本部・神奈川県南支部・三昭運輸分会は、(株)三昭運輸の県労委での和解解決を妨げてきた不誠実な対応に対し怒りを込めて以下の声明を発表しました。

（株）三昭運輸の県労委での争議和解拒否に対する抗議声明

建交労神奈川県本部、同神奈川県南支部及び同三昭運輸分会は、2017年12月、神奈川県労働委員会に対し、(株)三昭運輸（代表取締役・渡邊一三）による不当労働行為救済を申立てた。

その調査段階で県労委が提案した和解に向けた三者委員立会いによる団交のなかで、(株)三昭運輸は一時金不支給の理由を「建交労と妥結していないから」と明言した。そのため分会はその場で妥結の意思を表明した。ところが、(株)三昭運輸は突如「過去の同意約款協定破棄を含め会社が求める条件に同意しなければ一時金は支払わない」と主張した。

この主張に対しては県労委が「その差し違え条件は不当労働行為」と指摘し注意したが、会社が自らの主張に固執したため和解の道は一旦とん挫した。

その後、県労委の努力により和解協議が再開した。2020年1月28日に和解に向けた面談をおこなった際「組合事務所立退強要は不当労働行為」と公益委員は明言さえしたが、それでも分会は早期和解と正常な労使関係確立に向け「過去の同意約款協定の変更及び組合事務所の会社敷地内での移動」を決意し他の会社提案も受け入れる努力をした。

しかし、(株)三昭運輸は合理的理由も示さずに組合事務所の会社敷地外への移転に固執したため、三者委員の努力も虚しく和解協議は再び決裂した。

結局、(株)三昭運輸は組合事務所立退要求の正当性も合理性もないまま、分会結成から12年間無償貸与してきた組合事務所を敷地外に移転させたいのに、移転の1年後からは組合事務所の家賃等を分会に負担させるなど露骨な分会（労働組合）嫌悪の姿勢を改めようとはしなかった。

このように、(株)三昭運輸は正常な労使関係の確立に向けた努力を放棄し、県労委の努力も分会の誠意も無にして和解を決裂させた。

我々は、(株)三昭運輸が職場団交のみならず県労委でも不誠実な交渉態度に終始して和解を拒否したことに強く抗議する。併せて(株)三昭運輸が一日も早く正常な労使関係を築く立場に立つことを要請する。

以上

2020年7月6日

全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部	執行委員長	伊藤 東一
〃	神奈川県南支部	執行委員長 佐藤 章
〃	三昭運輸分会	分会長 清野 純平